

2020年5月29日

各位

会社名 K u d a n 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 大 野 智 弘
(コード番号：4425 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 C F O 飯 塚 健
(Tel. 03-4405-1325)

定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第6期定時株主総会に定款の一部変更及び役員人事を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

事業の規模拡大や事業の多様化及び今後の積極的な事業展開に備えるため、定款第2条（目的）を追加するとともに、併せて、一部記述の整備を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月23日（予定）

3. 役員の変動（本定時株主総会に付議予定）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	新役職（予定）	現役職
おおの ともひろ 大野 智弘	代表取締役	同左
いづか けん 飯塚 健	取締役	同左
こう だいう 項 大雨	取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
みさわ しんいち 美澤 臣一	社外取締役 監査等委員	社外取締役

監査機能の充実及び監査体制の強化を図るべく、現任の監査等委員である取締役3名に加え、上記候補者1名を増員するものです

別紙 (下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理</p> <p>(1) ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>(2) ソフトウェアに関するライセンス等無体財産権の管理業務</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に関連する調査(市場調査・市場分析・広告調査等)、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>3. グループ企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理、不動産管理及び知的財産権管理</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>4. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第40条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第1条 当社は、会社法第423条第1項により、第5回定時株主総会終結の前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理</p> <p>(1) ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>(2) ソフトウェアに関するライセンス等無体財産権の管理業務</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に関連する調査(市場調査・市場分析・広告調査等)、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>3. グループ企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理、不動産管理及び知的財産権管理</p> <p><u>4. 有価証券の取得、保有、運用及び売却</u></p> <p><u>5. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第40条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項により、第5回定時株主総会終結の前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>